

令和5年度 第1回 男女共同参画審議会 会議録

- ・日時

令和5年7月31日（月）10時00分～12時00分

- ・場所

長岡京市役所 5階 第一委員会室

- ・出席者

川口会長、表副会長、上子委員、國定委員、小林委員、里内委員、寺嶋委員、長濱委員、平野委員、堀委員（会長・副会長以下 50音順）

- ・欠席者

栗山委員、高間委員、山本委員

- ・事務局

河北（対話推進部長）、松岡（男女共同参画センター所長）、大槻（男女共同参画センター男女共同参画・交流支援係長）、飯島（男女共同参画センター男女共同参画・交流支援係副主査）、田中（対話推進部次長兼共生社会推進課長）、馬場（共生社会推進課主幹）

- ・傍聴者

5名

- ・配布資料

資料1 長岡京市男女共同参画計画 第7次計画 令和4年度進行管理報告書

資料2 長岡京市男女共同参画計画 第7次計画 令和4年度事業チェックシート

資料3 性の多様性理解促進施策の実施について

資料4 令和4年度長岡京市男女共同参画センター事業報告

資料5 令和5年度長岡京市男女共同参画センター事業計画

1. 開会

（男女共同参画センター所長）

13名中本日の出席者は10名である。長岡京市男女共同参画推進条例施行規則第8条第2項により、定足数である『委員の過半数』を満たしているため、本会議の成立を報告す

る。

本日の傍聴者は5名。傍聴者には入室いただいている。

- ・川口会長挨拶

令和5年度第1回男女共同参画審議会にご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

ここ最近の男女共同参画に関する動きを紹介する。6月8日に福岡地裁で同性婚に関する判決が出た。札幌、東京、名古屋、大阪、福岡で、一斉に始まった同性婚の裁判で、2つが“違憲”、2つが“違憲状態”となり、国に法改正を迫る判決となっている。地裁でのことなので、まだ続くが、同性婚についての理解が進んだと思う。

6月16日にLGBT法が成立した。もともとは東京オリンピック前に成立する予定を目指していたが、今回改めて法案提出ということになった。しかし法案はかなり修正が入り、LGBTを推進されていた方には満足がいかない内容となった。今後、よりよいものに変えていく必要があると思う。

同じく6月16日、刑法の性犯罪に関する規定が改正になり、従来よりも厳しいものになり、同意のない性行為がどういうものか具体的に8つのケースを法律の中で記述することになった。また、性交同意の年齢も13歳から16歳に引き上げられ、これもよりよい方向への改正だと思う。

最後は、現在、国連人権理事会の調査団が日本を訪れており、ジャニーズ事務所における、未成年のタレントへの性的虐待についてヒアリング調査を行っている。この結果は8月4日に調査団から会見が行われる予定であるとニュースで報道されている。ジャニーズ事務所については、多くのアイドルを輩出している事務所なので、マスメディアも行動になかなか積極的になれずにいたが、イギリスのBBCで大きく報道されて注目されることになった。社会が未成年男性に対する性虐待に対して日本社会が厳しくならないといけないことを改めて感じさせられた。

これからも、長岡京市の政策に対して意見を述べさせていただき、よりよい政策を作っていきたいと思うのでご協力をお願いします。

- ・事務局職員の紹介

- ・配付資料の確認

事前送付資料：次第、委員名簿、資料1～資料5

(事務局)

審議会は原則公開である。発言者名を伏せて市ホームページ上で公開することを了解いただきたい。このあとは会長に議事進行をお願いします。会議録作成のため録音させていただきます。

2. 案件

(1) 男女共同参画計画 第7次計画の進行管理報告について

(事務局から説明)

資料1「令和4年度進行管理報告書(案)」について説明。

各委員の意見(概要)は次の通り。

・基本目標I活動指標3に関して、昨年度の審議会でLGBTQの学習会を毎年小中学校では行っているが、保育士にも研修を実施して欲しいという意見が出ていた。どのように検討したか。

→職員課が保育士に対する研修を担当しているので、審議会の意見としてその旨伝えられた。実際に実施をしたかどうかは、聞いていない。

【審議会後確認】

(職員課回答) LGBTQの研修については、平成30年度から階層別に順次、実施している。対象職種は、保育士を含む全職種としている。

・昨年の審議会で、活動指標5の男女共同参画に対する講座セミナーの参加者数の件で、オンデマンド講座を開催してはどうかという意見が出たが、どのように検討したか。

→参加者数が少なかったことの要因にコロナの流行もあるので、コロナが一定落ち着いたことにより、対面で参加いただく講座を実施しオンデマンドでは開催していない。

・活動指標7の女性の割合が何年も伸びていない委員会がある。昨年、市民公募の女性を増やしたらどうかという意見が出ていた。専門知識の足りないところもあると思うが、市民目線の意見も、大切だと思う。まず女性の割合を増やすことも大切だと思うが、いかがか。

→市民公募については、事前協議書の中に女性参画比率を項目として入れている。その中で、審議会の公募委員の女性比率については54%ということで、女性の参画が進んでいるので、引き続き女性の参画率向上に向けて続けていきたい。

・委員会の中の女性の活動比一覧表で、過去の委員会とも比較してみたが、やはり全く女性が増えてない委員会がある。専門的な知識が必要な委員会かもしれないし、少人数の委員会の中で女性を増やすのは大変難しいと思うが、対策してほしい。具体的に考えていることがあれば教えてほしい。

→現在も行っているが、委員を決める前に事前協議書を必ずまわしてもらうことにな

っている。その時に女性が少なければ、男女共同参画センターで、増えない理由を開きながら、伝えている。

しかし、もともと男性が多い団体の充て職を選出している団体に関しては、お願いしてもなかなか増えないのが現状。

引き続き、事前協議書が回ってきた時に伝えていくことを考えている。

- ・所管の担当課に伝えても難しい状況が、何年か続いている。

例えば審議会として、原因を探る、分析をするなど、なぜ女性が増えないのか、ということその団体はどう考えているか。それぞれの団体に要因があると思うので、決めつけず具体的な質問を投げかけて、各委員会からの原因を集めて次回以降、議論を進めるのはどうか。

(会長) 各委員会それぞれ事情が異なっていると思うので、委員会で女性が少ない理由あるいはどういう団体が男性しかいないのかというような、分析ができるようなデータを委員会に出してもらい、議論をしてみるのはいかがか。

・委員会に主体的に考えてもらい、各委員会でどう考えているかを挙げてもらうことも目的の一つだと思っている。事務局で準備してもらうこともありがたいが、各委員会で考えてもらって取り組める内容を出してもらいたい。

(会長) 各委員会からコメントも付けてデータを出してもらうかたちでお願いします。

→各担当課を通してできることを検討する。

・充て職になっている団体自体を見直してもらうのはどうか。委員会などに、いろんな立場の人が入っているのは大事なことだと思う。一つの席を新しい団体や、新しい組織に分けていただいて、女性を登用するように働きかけてもらうことも審議会で出た意見として伝えていただくのも一つの方法だと思う。

→各所管から聞いていると、充て職の団体が、その審議会の専門的な知識を必要とする団体が多く、男性が多く難しいということを知っている。

・委員の全体の数もそんなに多くないので委員と選び方のコメントを各担当課に出してもらい、女性の比率について納得できること、または何か対策ができるものがあるのではないかなど、またいろいろ議論していけばいいと思う。加工した資料より、実際に委員会の構成員を見た方が、議論が実質的になるのでは。

(会長) 可能なら構成団体を提示してほしい。

・女性委員の数が1人もいない委員会が、減ったと実感している。もともと人数の少ない委員会や、専門家に女性がいないということで固持していた委員会が1人でも女性を入れてきていることは、男女共同参画センターの事前協議などの方法で、少しずつでも進んで

きているということは評価したい。しかし、まだ、ゼロ審（女性委員が1人もいない委員会）がある。全体の比率も大事だが、ゼロ審がないということはとても大事。

どの委員会でも女性の意見が、生かされ、発表できる機会があることは大事だと思うのでゼロ審をなくす努力をお願いしたい。

・資料1 8ページ 活動指標10

ノウハウに関する講座を開かれている。神奈川での男女共同参画センターが女性活躍の講座をした時に、ノウハウの講座だけではなく、自己肯定感を上げる講座をしたら、結果的に就職や活躍する人が結果的に増えたという話があった。家庭での生活が長くなると、社会に出て、通用するだろうかというような自己肯定感の低い方もたくさんいらっしゃると思うので自己肯定感をあげる講座も併せてやっていただきたい。

→自己肯定感を上げる講座も、1講座実施した。引き続き自己肯定感を上げるような講座を今年度も考えていきたい。

・資料1 6ページ 活動指標4、13ページ 活動指標14

若年層に向けた啓発活動について、学校教育における性教育が生理のところから、出産のところまで飛んでいる。この間を学校の中で教育できないということがずっと問題視されているが、なかなか実施できない。

この場所を埋めるために、民間や行政が一生懸命努力されているが、一番大切なところが抜けていることによって、夏休みが終わると妊娠してしまったという相談が増える。これは男女ともに性教育の嫌なことを嫌と言えないというところが決定的に不足しているからである。性教育にあたる部分で、DV等防止啓発にかかる時間をどのぐらいとっているのか、内容はどのようにされているのか。

→デートDVに関しては、乙訓高校と西乙訓高校でそれぞれ2年生を対象に、授業時間は大体1時間程度、その中で、パワーポイントの資料を使いながら生徒に寸劇をしていただく形で、デートDVのことを知ってもらう講座をしている。

・もっとできるだけ早い時期から実施するというをお願いしたい。例えば違法薬物については、小学生から高校まで毎年1回か2回必ず実施することになっている。それに対して性教育はその縛りが無い。性教育もできるだけ機会を増やす、小学生もしくは、可能ならば、保育園から、こういう教育を取り入れて欲しいということ、多分現場の教員は誰もが願っていることだと思う。知らないうちに性の被害を受けることがないように、嫌なことは、嫌といえるように、教育で補っていただきたい。

男女共同参画センターではできないことかもしれないが、できるだけ働きかけてほしい。

・小学校の状況を説明する。小学校では1年生から性教育のカリキュラムがあり1年生は

体の清潔とか、2年生では生命の誕生、4年生や5年生では卵子と精子が会い、お母さんの子宮で育つなど、順番に生物学的なことと、生命の誕生の尊さは、教育をしており、できるだけ早いうちから子供たちには自然なことだとして教えていくことを行っている。ただ回数としては、計画的にはあるが、年中通してとかではなく、1回2回行っている。

・性交に関するところを教えないと、文科省で定められていて、精子と卵子が会うことは、多分子供たちは知っているけど、どうやって出会うのかは教えられていない。

そして、その行為がどんなことを意味するのかということも教えられない。

結果的に日本は、アニメやインターネットでの情報を教科書にしてしまうリスクがあることを強く申し上げたい。犯罪を防止するために、ぜひ教育に取り入れていただきたいと思う。

(会長) どの段階から、どの程度のことを教えるのかはいろいろ議論があると思うが、乙訓高校とかでされているようなことをできればもう少し早い段階からやって欲しいという意見があったということ伝えてもらって、できれば中学校くらいからでも結構ですので検討していただければと思う。

→検討する。

・性教育について、日本はすごく遅れているということは、日本弁護士連合会の方でも問題視しており、意見書を出しているので参考に紹介する。若年層に向けた方策の一つとして正確な性教育を受ける機会を確保する活動をしていただければと思う。

10ページ 活動指標10

・女性活躍に関する講座の参加者数について、定員を超える申し込みがあったが、定員が30名だったために実際は29人の参加となり、もう1講座との合計で36人になったことは、もったいない。次年度以降も必要とされている講座であることがわかったのであれば、開催を2回するなどして参加者の目標を達成してほしい。

→パソコンの台数が限られているので、定員が決まっていた。今年度は1講座2回実施する予定。

・資料20ページ

管理職・監督職の女性比率の女性の部長級、次長級、課長級等の内訳

→令和5年4月1日現在、部長16人中2人、次長16人中5人、課長73人中24人、課長補佐41人中22人、係長77人中43人。

・ジェンダーギャップ指数146か国中、125位で過去の中で最低となっている。政治分野が非常に低いのが問題だが、経済分野も123位と非常に低く、管理職に女性が少ないことが

社会的な課題になっている。市役所は、社会の規範となる事業所だから、積極的是正措置をとってでも、管理職にもっとたくさんの女性になれるように、きっちりやって欲しい。

(会長) 監督職は女性の方が多いので時間がたてば改善するかもしれないが、早い段階で改善するような努力を引き続きお願いしたい。

【審議会後確認】

(職員課) 管理職への登用については、性別にかかわらず、個々の能力を重視して評価し、登用することに努めてきた結果、女性管理職の割合は、第7次計画の目標値30%に迫る数値で推移している。また、監督職まで含めた割合は43.0%となっており、一定、女性の登用は進んでいるものとする。

今後、在職職員の年代別の男女構成比が平準化されていくことから、次期計画で、より高い目標値を設定できるよう、引き続き、性別や固定概念にとらわれることなく全職員がその能力を発揮できる職場づくりに努めていく。

(2) 男女共同参画計画(第7次計画) 令和4年度事業チェックシートについて

(事務局から説明)

・資料2 「男女共同参画計画 第7次計画の事業チェックシートについて」説明

・事業番号93

年齢制限あるか。高齢になったときに助成されないという問題がある。

→調べて回答する。

【審議会後確認】

(医療年金課) 市が実施している不妊治療等助成については対象者に年齢制限は設けていない。

ただし、体外受精・顕微授精については、国において保険適用の年齢制限が設けられているため、市の助成についても42歳までが支給対象となる。

・事業番号71

実際に保育士が園児にどのように対応したか検証したか。検証をお願いしたい。加えて啓発もしてはどうか。

→検証は行っていない。事前に保育中に困っていることについて、保育士からアンケートを取り、その質問に答える形で講座を行った。その内容で子供達には対応されていると考えている。啓発に関しては、京都府からリーフレットをもらい、それを各保育所の年長の保護者に配布している。

・事業番号 84

情報提供を行ったうえでの実態把握はどうなっているか。

→商工会の会報誌は、12月と1月の2回、各940部で合計1,880部、長岡京市の競争入札等参加業者の公募の返信用の封筒にも約2,500部同封して送付した。アンケート用紙にQRコードを記載したが、回答は少なかった。商工会に相談し、2回の配布に増やしたが、結果は変わらなかった。

・コロナのこともあり、なかなかチラシに目が行きづらいとは思いますが、市からだけではなく、商工会からもお声掛けをしてもらったり、労働者側にアクセスをして、アンケートの回答層を変えて実態把握するのはどうか。

→商工会と相談して実施した。アンケートの方法を変えていきたい。

・医療機関など相談機関に聞くのもいいと思う。

・事業番号 2

共生社会推進課の街頭啓発をこれからもやってほしい。

→街頭啓発については、コロナが収束したので再開していきたい。

(3) 性の多様性理解促進施策の実施について
(共生社会推進課から説明) 資料 3

・当事者の困りごとのヒアリングはしているか。性的マイノリティの施策は、当事者の方がどんなことを望んでいるのかというのが一番大切だと思う。当事者でない方が、情報を集めて環境整備するのとても大切だと思うが、まずは当事者の方が何を望んでいるのか、どういうふうにしたらより働きやすい環境になるのかを調べて、実施するように各企業にお願いしていくのが、いいのではないか。

中小企業が自分のところだけで啓発していくのはとても難しいと思うので、商工会や、市が実施するLGBT関係の講座に、企業から参加していただくなどしたらどうかと思う。

→ヒアリングは行っていないので、京都市の団体に今後ご意見を頂戴していきたい。啓発についても、本市が実施している啓発等への参加も可能であるなど条件設定を検討したい。

・隣の大山崎にも団体がある。近隣で連携してはどうか。

→京都市と同様、大山崎町とも都市間連携をし、講座の開催や当事者との情報共有を行い、啓発につなげていきたい。

・条件設定の相談窓口の設置だが、設置だけでなく、外部の相談員を必要に応じて呼んで話

すことが必要。

→今年度より相談会の実施を行う他、例年通り当事者やその周囲の人たちが気軽に集まれる交流の場を開催する。

・登録制度を設けることは賛成。ヒアリングが大事という意見も分かるが、難しいのがカミングアウトを強いるようなことや、ヒアリングの場を設けたとしても、1人の意見が、代表的な意見と言えないところではないかと思う。雰囲気醸成しつつ、環境整備していくことになると思うので、ヒアリングができてないからといって取り組みが遅くなることは良くないと思う。

・執務環境の整備について、何をもちってその整備したかは、それがニーズにマッチしてるかどうか分からないことがあったり、環境の整備になっているだろうから、認証してほしいと言われた時に、本当に体を成しているかどうかのジャッジが、市では難しいのではないかな。

・研修について、1回やって終わりなのか、年1回など設定しているのか。

→執務室の環境について、まずは事業所に対して、登録制度を広めていきたいのが、当該の意向なので、事業所から、基準を満たしているというようなお話をいただいたらそれでできれば登録をしたいと考えている。

広がってきたら次の段階として認証制度を導入していくなど、進んでいくのかなと思っている。まずは登録制度を広く周知していくため、事業所様の意向をお伺いしながら対応していきたいと考えている。

もう1点の啓発について、研修は1回でいいのかというところについては、どういうふうを設定するのか検討して参りたい。

・環境の整備について、周知するときに例を挙げるかどうか難しい問題だなと思うがどうか。

→執務環境の例は挙げようと思っており、事業者として環境を整備されてるかどうかを検討いただければと思うし、また皆様からその他にもご意見いただきましたら、それも例示として挙げていきたいと考えている。

・資料がわかりにくい。これからこの資料を使って制度を作っていくならば、考えなおしたほうが良い。

・個人情報の保護とアウトティングに関して、やはり最も注意すべきところなので、そちらの方もぜひこの整備の中に入れてほしい。

・中小企業が多く、働いている人数が限られている中で、企業が積極的に初めての1社目を手を挙げるのはなかなか難しい。例えばスタート時点で、商工会としっかり連携して5つ

の会社をまずスタートさせるなどバックアップして、取り組みを進めようと思う企業が孤立したりしないように、進めていただきたいと思います。行政がこういう形で企業を後押しし、取り組みを支援して連携していくというのはとても大事だと思うので、スタート時点で、つまづかないように、頑張ろうとする企業が逆な目立ち方をするようなことがないように、十分気をつけて取り組んでいただきたいと思います。

→商工会とは充分連携して進めてまいりたい。

・賛同制度ではなく登録制度にする理由は、

→賛同制度は、性の多様性に関する理解があるという事業所のみになるので、少し一歩進んだところの制度にしていきたい、事業所内で具体的な施策をしていただいている登録制度の方を採用したいと考えている。

・登録企業であるメリットを分かりやすく示したほうがいい

(会長) 証明やポップ等をお配りして、事業所内に提示いただく他、本市のホームページで事業者の紹介をする予定。

3. 報告等

(1) 長岡京市男女共同参画施策について

(事務局から説明)

資料4「令和4年度 男女共同参画センター事業報告」、資料5「令和5年度 男女共同参画センター事業計画」について報告。

4. その他

(会長)

その他ご意見があればお願いします。

→なし

5. 閉会

対話推進部長より挨拶後、閉会。